

御坊市特定健診受診勧奨事業公募型プロポーザル仕様書

1. 事業名称

御坊市特定健診受診勧奨事業

2. 事業目的

本市の特定健診受診率は県の平均よりも低い状況が続いており、受診率向上のため通知や電話による受診勧奨を実施してきたが、令和4年度は受診率35.0%であり、データヘルス計画の県が目指す目標値(60%)との乖離は大きい。今後目標値に少しでも近づけるためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することで受診者を増やし、健康の保持増進、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図ることを目的とする。

3. 本市の課題

令和2年度のコロナ禍においては、受診率が前年度より低下したものの、県の平均と同等となった。令和3年度より受診勧奨事業を事業者に委託し、受診率は県の平均値に近い数値を維持したが、令和4年度はそれよりも受診率が低下し、県平均36.8%との差が-1.8p tとなった。特に若い世代の受診率が低く、40歳代は少しずつ伸びているものの、50歳代は横ばいから減少傾向である。

生活習慣病の早期発見のためには全体の受診率を向上させるのはもちろんのこと、特に若い世代の受診率を向上させる必要がある。

今までに行ってきた受診勧奨に新たな視点を加え、より効果的な方法で取り組むことが必要と考えている

4. 基本的事項

- (1) 業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令および条例等を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置を行い進めること。
- (4) 受託者は、自らの組織の中から、本市を担当する業務責任者(以下、「業務責任者」という。)を選任し、発注者に通知すること。ただし、グループ企業は自らの組織とみなすこととする。
- (5) 業務責任者は、業務完了まで原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務責任者であると発注者の承諾を得なければならない。
- (6) データファイル等の受け渡し及び加工等の業務に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については、すべて受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと発注者が認め、かつ委託料の2分の1未満の業務で、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はその限りではない。

- (8) 業務の一部を再委託する場合は、書面により発注者の承認を得ること。
- (9) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (10) 業務に関する発注者との打合せの場所、日時及び方法については、発注者と協議の上決定すること。
- (11) スケジュール変更が生じ、業務を契約期間内に完了することが困難となった場合、発注者は、事業を途中で中断又は中止する可能性がある。その場合の契約期間変更契約の方法、委託料（出来高に対する金額）の支払い方法等については、発注者と協議のうえ決定すること。
- (12) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5. 業務の内容

<必須事項>

- (1) 事業計画書の作成
 - 企画提案した内容に基づく詳細なスケジュールを記載した計画書を作成すること。
- (2) データ分析
 - 市から提供する特定健診の受診歴や結果データ等を分析し、複数のグループに分けて受診勧奨対象者の抽出を行うこと。
 - 提供可能なデータは「6. 提供可能なデータ」で示すとおりとする。
- (3) 通知物の内容及び校正
 - ア (2) で分類したグループごとに、その属性に合わせた受診行動を促す工夫をした内容の通知物を作成すること。
 - イ 通知物の内容は、発注者と協議の上決定し、発注者の要望に応じて複数回の校正に対応すること。
- (4) 通知物の作成及び送付
 - ア (3) で決定した通知物を作成する。数量は6, 500部（年度内2回の発送回数としての総数）とするが、確定ではなく、発注者と協議の上決定すること。
 - イ 発注者が提供するデータをもとに、郵便番号、宛先、宛名を印字する。発送前には、発注者から提供する健診受診者等の除外対象者を除き、最終的な勧奨対象者に発送する。送付に係る郵送料は、受託者の負担とすること。
 - ウ 発送日は令和6年7月上旬及び9月上旬の計2回とするが、確定ではなく、発注者と協議の上決定すること。
- (5) 電話勧奨リストの作成
 - ア (2) で分析したデータをもとに電話勧奨による受診勧奨の効果が高いと推定できる受診勧奨対象者のリストをCSV（またはExcel）ファイルで作成すること。
 - イ 作成は通知物の発送と同時期に行い、発送後すぐに発注者が電話勧奨を行えるよう納品すること。
- (6) 報告書の作成
 - ア 受診歴、年代、地区など様々な視点から結果を分析し、報告書の作成を行うこと。
 - イ 中間報告、最終結果報告の提出時期については、発注者と協議の上決定すること。

<任意事項>

- (7) 必須事項以外の業務について、受診率を向上させるためのより効果的な取組みを提案し、実施すること。

6. 提供可能なデータ

(1) 特定健診受診対象者データ

- 宛名CSV（またはExcel）ファイル
- 特定健診受診者CSVファイル（FKAC131）

(2) 特定健康診査データ

- 受診券発行者データ（FKAC161）
- 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル（FKAC163）
- 特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル（FKAC164）
- 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報（横展開））ファイル（FKAC167）

(3) 特定保健指導データ

- 特定保健指導歴データ（FKAC165）

(4) その他

勸奨対象者の分析に必要と思われるデータ等で、発注者が準備でき、かつ使用を許諾するデータ（レセプトデータ等）については、発注者から受託者にデータ等を提供する。

7. 情報セキュリティ対策

- (1) 業務に必要なデータファイルの受け渡しは、一般貨物と区別して扱うことや受取人を個人指定することが可能である等、十分にセキュリティの確保された運搬方法とし、発注者と協議の上決定する。
- (2) 提供されたデータ等は、業務の履行上不要となった時点で遅滞なく返還すること。